第１０章　屋外貯蔵所の基準（危政令第１６条）

第１　屋外貯蔵所の区分

１　屋外貯蔵所は、第２類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下「硫黄等」という。）で塊状のものを除き、屋外の場所において危険物を容器入りのまま貯蔵する貯蔵所である。したがって、容器に収納されていない危険物や容器以外の物品に収納されている危険物は、塊状の硫黄等を除き、屋外貯蔵所において貯蔵できない。

２　屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない。（昭和 51 年消防危第 100 号）

３　ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令和 4 年消防危第 283 号）によること。

第２　屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

１　場所（第１項第２号、第２項から第４項）

容器の腐食、劣化を防止するとともに万一容器から危険物が漏えいした場合に危険物が他の場所に拡大し、被害を及ぼさないように、「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で舗装し、周囲の地盤面より高くするとともに、適当な傾斜をつけた場所であること。液体の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所にあっては、その周囲に排水溝及び貯留設備（第４類の危険物のうち水に溶けないものを貯蔵する屋外貯蔵所にあっては、貯留設備に油分離装置を設ける。）を設けるよう指導すること。

２　区画（第１項第３号、第２項から第４項）

「さく等を設けて明確に区画する」とは、遠方からでも容易に視認できる高さ（おおむね１ｍ）のさく等を設けるものであること。

３　保有空地（第１項第４号、第２項から第４項）（危省令第１６条）

製造所の基準第３、２⑴、⑵本文、⑶、⑷及び⑺の例によること。

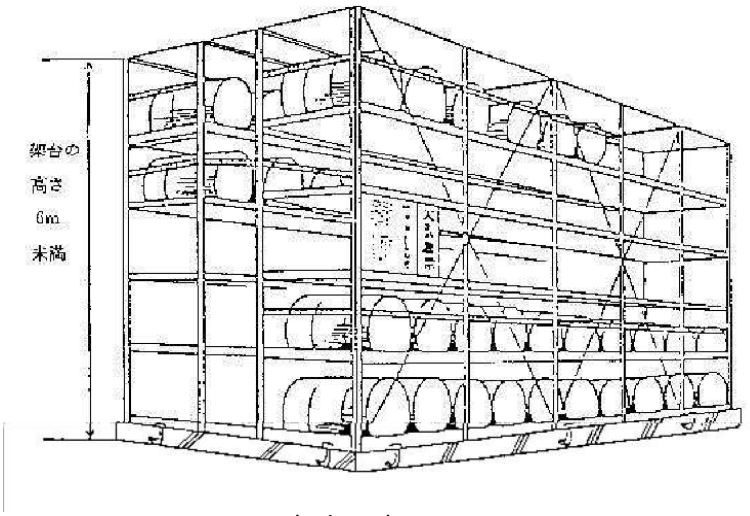
４　標識及び掲示板（第１項第５号、第２項から第４項）（危省令第１７条第１項、第１８条第１項）

標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に設けること。

５　架台（第１項第６号、第２項から第４項）（危省令第２４条の１０）

⑴　架台の構造は、屋内貯蔵所の基準第２、１(10)の例によるほか、風荷重によって生じる応力に対しても「座屈」及び「転倒」を生じない構造とすること。

⑵　「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上部までの高さをいうものであること。（次図参照）



架台の高さ

６　塊状の硫黄等の屋外貯蔵所（第２項）

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和 54 年消防危第 80 号）によること。

７　引火性固体（引火点２１℃未満のものに限る。）、第一石油類、アルコール類の屋外貯蔵所（第４項）（危省令第２４条の１３）

「危険物を適温に保つための散水設備等」は、スプリンクラー又は屋外貯蔵所の付近に設ける散水用水道栓その他散水の機能を有する設備とし、一定の時間ごと自動的に散水が行われるものに限るものではないこと。自動的に散水を行うことができない設備等による場合には、容器を適切に冷却することができる管理体制を確保する必要があること。なお、適温とは３０℃以下とする。

８　危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」（平成 10 年消防危第 36 号）によること。

９　危険物以外の物品の貯蔵

屋内貯蔵所の基準第２、６の例によること。